

法律科目試験問題（刑事訴訟法） 配点 50 点

〔第1問〕 次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。（配点 20 点）

【事例】 Xは、令和2年10月10日午後3時53分頃、傷害の容疑で逮捕され、午後5時10分頃、A警察署に引致された。警察官P₁は、Xに、犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げ、弁解の機会を与えたところ、Xは、被疑事実について話すかどうかは、アドバイスをもらってからにしたいので、当番弁護士を依頼したい旨述べた。

警察からの連絡を受け、当番弁護士Bが、午後5時35分頃、A署に赴き、玄関口に出て来た警察官P₂にXとの即時の接見を申し出たところ、P₂は、Xは取調べ中なのでしばらく接見を待ってほしい旨の発言を繰り返し、午後5時40分頃いったん署内に引き揚げた。署内に戻ったP₂は、Xの取調べ状況を確認し、留置主任官P₃と接見等につき協議し、接見させる場合は留置手続後接見室で行うこと、食事時間の前後は戒護体制が手薄になるから接見させないこと、Xを留置した段階で夕食をとらせることを確認した。午後6時10分頃、P₂は、A署の玄関口において、Bに対し、Xは引き続き取調べ中であるから接見はしばらく待ってほしい旨述べた。

午後6時28分頃、P₂は、P₁に対し、Xの取調べを一時中断して留置場において食事をさせた後、再び取調べをするよう指示した。P₁は、XをP₃に引き渡し、Xは留置場に留置された。その際、P₁は、P₃に対し、夕食後再度取調べを行う予定であるので夕食が終わったら連絡をしてほしい旨伝えた。午後6時45分頃、P₂は、再び玄関口に出て、Bに対し、Xの取調べには時間がかかり、本日中に接見させることはできないため、接見の日時を翌日午前10時以降に指定する旨告げた。そのため、Bは、午後7時頃、A署の玄関前から引き揚げた。

午後7時10分頃、P₁は、夕食を終えたXの取調べを再開したところ、まもなく、Xは、逮捕の理由とされた傷害の事実について自白し、これに関する調書が作成された。

【設問】 Xに対する本件傷害被告事件の公判手続において、下線部の調書に証拠能力を認めることができるかについて簡潔に論じなさい。

〔第2問〕 次の①～③の用語について各150字程度で簡潔に説明しなさい。（配点30点）

- ①事件単位の原則
- ②情況証拠
- ③公訴事実の單一性